

惣右類のもの名主吟味仕の事、令難澁い歟又之過料錢差出儀相滞事有之い
ハ、御料は御代官私領之街頭へ可訴い、且又過料錢取立の節之不及届の事。

右過料取上の儀、年寄組頭立合帳面之記置惣百姓村入用可致、其拂方之儀之何
入用拂の段、惣百姓之申聞の上判形可取置事。

三笠并博突仕のもの、度々過料差出の上、相やたさほものは捕置早速可訴出事。

右之通此度相定の間、此旨名主急度可相守の。此上役人見廻らせ可申の間、みのろ
し聞のうし仕のよをいては、名主組頭可爲曲事者也。

卯八〇享保六月

柳營日次記八〇享保

屋上土塗令

七日甲寅〇享保八年(紀元二三八三)六月〇甲寅(三正綜覽) 神田川〇市以南江戸橋川筋〇市以北ノ
各町ヲシテ、屋根ヲ土塗ニセシム。九月〇享保八年(紀元二三八三)。市人等請フテ蠣殻

葺ト爲ス。〇撰要
永久録。

屋上土塗令
事蹟

屋上土塗令 撰要永久録ニ據ル。

卯八〇享保八年六月七日 樽屋藤左衛門左之町々名主の被申渡筋違橋御門の柳原土手之内通、淺草橋御門兩

國橋を限、永代橋際北新堀村小網町川を限り、江戸橋迄。

右之町々、川筋を限不殘、當卯年〇享保八年の來ル巳年〇享保十年迄三ヶ年之内、屋根土塗之
可致い。塗屋土藏作り等ハ、尤勝手次第之事の。若打捨置、三ヶ年之内不致普請者於有

之ハ、品之を屋敷取上之可有之の間、其旨可相心得い。以上。六月八〇享保

(卷) 右筋違橋御門神田、通り町を東之方町々不殘、右之通被仰付い。通り町より西
の方を、去寅年〇享保七年十二月廿三日之所に有之。

末三〇享保し